





大気汚染防止法の改正を踏まえた今後の取組の方向

<中間答申(抜粋)>		法改正事項	平成25年度の取組事項	今後の取組事項
II 総論 1. 石綿のリスク等に関する普及啓発	○ 国及び都道府県等は、業界団体等とも連携を図りつつ広く国民に対して、 <u>石綿の問題や健康リスクについて普及啓発する必要がある。</u>	—	○ 届出義務者の変更等について周知 	
	○ とりわけ、建築物等の所有者や関係する事業者等に対して、建築物等の解体・改造・補修工事における石綿の飛散防止対策に関する <u>法制度や対策の重要性、工事の実施主体等として対策を講ずべき責任等について、一層の周知徹底を図る必要がある。</u>	—		
III 各論 1. 事前調査の義務付け	○ 建築物の解体工事等に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、 <u>大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。</u>	[法第18条の17] ○ 石綿使用の有無の事前調査を解体等工事の受注者に義務付け		
	○ 発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、 <u>専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。</u>	[法第18条の17] ○ 受注者から発注者への事前調査結果の説明		
	<対象建築物の範囲> ○ 合理的な範囲で事前調査実施主体の負担を軽減する観点から、特定建築材料使用の可能性がある建築物を <u>建築年代・構造等により、義務付けの対象か否かを判断することについて、今後具体的に検討する必要がある。</u>	[法第18条の17] ○ 特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。	[省令改正] (規定追加) ○ 特定工事に該当しないことが明らかな解体等工事の範囲	
	<信頼性の確保> ○ 事前調査の実施を義務づける際には、事前調査の結果についての信頼性の確保が重要。 <u>改正後の制度の運用状況も踏まえて、登録制度の具体化について検討することが必要である。</u>			実態調査、検証・評価
	<信頼性の確保> ○ <u>適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。</u>		○ 調査方法の明確化 → マニュアル改正	検討

<中間答申（抜粋）>		法改正事項	平成25年度の取組事項	今後の取組事項
2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更	○ 解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を <u>施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関する説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととする</u> ことが適当と考えられる。	[法第18条の15] ○ 施工業者から発注者へ届出義務者を変更		
	○ 発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、工事を請け負おうとする建設業者から発注者への <u>事前調査の結果や届出事項に関する説明を、法令上の義務として規定することが必要</u> である。	[法第18条の17] ○ 受注者から発注者への届出事項の説明		
3. 立入権限の強化	○ <u>届出が提出されていない解体等現場に対しては、特定工事に該当することが判明していない限り、大防法による立入検査の実施が困難</u> 。このため、 <u>都道府県等の立入検査権限の対象を拡大すべき</u> である。	[法第26条] ○ 立入検査の対象に特定工事以外の解体等現場を含める。		
	○ <u>立入検査対象を拡大する場合、検査に入る物件数が相当増えることも想定されるので、実務を担当する都道府県等が効率的に立入検査を実施するための環境も整備する必要がある</u> 。		○ 効率的に立入検査をするための環境整備 →立入検査マニュアルの策定	
	○ <u>特定建築材料使用の有無について、立入検査の現場で速やかに判断可能な技能を有する人材を育成する方法を検討することが必要</u> である。			技術講習会の開催
	○ <u>石綿の飛散状況について、立入検査の現場で速やかに判断可能な方法の検討が必要</u> である。測定の精度に課題があるとの見解があるものの、浮遊粒子数や総繊維数濃度等による <u>迅速な測定方法の活用も検討すべき</u> である。		○ 立入検査における迅速な測定方法の活用 →マニュアル等	検討
	<作業の一時停止> ○ <u>高度の蓋然性をもって石綿が基準を超過して飛散しているおそれがあると判断される場合</u> で、測定に時間を要する場合、最終的な結果が判明するまでの間、 <u>特定粉じん排出等作業の一時停止の措置を検討</u> することも考えられる。		○ 大気濃度測定の規定と併せて検討	

<中間答申（抜粋）>		法改正事項	平成25年度の取組事項	今後の取組事項
4. 大気濃度測定の義務付け	○ 特定粉じん排出等作業における周辺環境への石綿飛散については、引き続き作業基準の遵守を義務付けることが必要。また、集じん・排気装置等の性能確保について、作業基準での規定や技術指針の作成を検討する必要がある。		○ 大気濃度測定の規定と併せて検討	
	○ 作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要がある。		[省令改正] (作業基準に追加) ○ 作業期間中に大気濃度の測定を実施	
	○ 都道府県等が施工業者による大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて監督を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要である。			
	○ また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。			検討
5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法	○ 敷地境界等の基準は、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体作業等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当である。		[省令改正] (作業基準に追加) ○ 評価基準の設定	
	○ 大気濃度の測定には、総繊維数や石綿繊維数について速やかに精度の高い結果が得られる方法が求められ、公定法を定めることについて関係各省とも連携して検討すべきである。		[作業基準に基づく告示] (新規) ○ 大気濃度の測定方法	
	○ 集じん・排気装置の排気口やセキュリティゾーンの出入口等で繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認する方法も有効と考えられるので、普及に向けて取り組むべきである。		○ 繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器の普及 →マニュアル等	
	<信頼性の確保> ○ 精度の高い測定・分析技術を有する機関の登録制度を設け、登録機関に測定を委託するよう勧奨するような制度を設けることが考えられ、その必要性について、引き続き検討する必要がある。			実態調査、検証・評価
	<信頼性の確保> ○ 適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。			検討

<中間答申（抜粋）>		法改正事項	平成25年度の取組事項	今後の取組事項
6. レベル3建材	○ <u>レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当と考えられる。</u>		○ 実態調査、検証・評価	
	○ 「石綿飛散防止対策マニュアル」等により、 <u>知識・技術のさらなる普及を図る必要がある。</u>		○ 通知等により更なる普及を図る	
7. その他（罰則）	○ 今回の制度改正による取組を始め、その他の取組も含めた制度改正の施行状況を踏まえ、 <u>罰則を含む制度の在り方について検討していくことが適当である。</u>			検討
	○ また、行政機関の <u>立入検査権限の対象を拡大することに伴い、必要な罰則の規定についても拡大すること</u> を検討する必要がある。	○ 立入検査対象拡大（罰則も対象拡大）		
7. その他（各制度間の連携）	○ 都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、 <u>石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各省と連携して都道府県等に要請することが有効と考えられる。</u>		○ 平成24年12月に環境省は都道府県等に厚労省は労基署にそれぞれ通知済 国交省は都道府県等に情報提供済み ○ 引き続き、関係各省と連携して、都道府県等における情報把握を推進	
7. その他（完了検査）	○ <u>現時点において完了検査は、第三者による実施は将来の課題とした上で、除去工事完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目とし、報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当である。</u>			実態調査、検証・評価
7. その他（情報開示）	○ 今回検討している制度改正に伴い、 <u>現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。</u>	[法第18条の17] ○ 事前調査の結果等を掲示	[省令改正]（規定追加） ○ 調査結果等の掲示事項	
	○ 住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要がある。			検討